

市民相談案内



市の総合相談コーナーでは、市民を対象に各種相談を無料で行っています。
「家や空き家の相続の仕方が分からない」「空き家を売却しようか迷っている」など
お悩みの方は、厚木市の総合相談コーナーへ

相談名	内容	相談員	日時(月により変更の場合あり)	
一般	日常生活で困った事 相談先が分からない場合	市民相談員 市職員	月～金	8:30～12:00 13:00～17:15
不動産	不動産取引(売買・賃貸・更新等)に関する事	宅地建物 取引士	第1木曜日	13:00～16:00
法律 (予約制)	相続・相続放棄などの法律問題に関する事	弁護士	毎週火曜日 第2・3・4 水曜日	10:00～12:00 13:30～16:00
	前週の開庁日から電話または窓口で受付 先着10人 ※ 予約時に相談内容を確認します。			
司法書士 法律 (予約制)	相続手続・民事訴訟手続(140万円以下)に関する事	認定司法書士	第4月曜日	13:00～16:00
	前週の開庁日から電話または窓口で受付 先着6人 ※ 予約時に相談内容を確認させていただきます。			
登記	相続、売買での不動産登記に関する事	司法書士	第2月曜日	13:00～16:00
公証人	遺言、成年後見制度等に関する公正証書作成に関する事	公証人	第1・3金曜日	13:00～15:00
行政書士	遺産分割協議書等の契約書、官公署提出書類の作成に関する事	行政書士	第1月曜日	13:00～16:00
税務	相続税・贈与税・不動産売買等に伴う税金全般に関する事	税理士	第1・3月曜日	13:00～16:00

【予約・問い合わせ先】

厚木市総合相談コーナー (厚木市役所本庁舎1階) 電話(046)225-2100

- ※ 市内在住の方を対象に、1件30分以内の相談とさせていただきます。
- ※ 祝日等閉庁日には実施していません。
- ※ 弁護士相談については、1案件につき1回の御利用となります。
- ※ 市の業務に関する相談、苦情、要望などについては、それぞれの担当部署でお願いします。
- ※ 法人(営利企業)の業務(営業活動)に関わる御相談はお受けしていません。
- ※ 予約相談のキャンセルは、必ず御一報ください。